

配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの自宅に、町が委託した配食業者がお弁当を配達します。また、手渡しすることで安否確認も行います。

対象者は？

食事の支度をするのが困難で、家族等から食事の提供を受けることが難しい人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人
- ② 65歳以上で、同居の家族がいても常時不在のため、
安否確認が必要な人
- ③ 身体障害者手帳又は療育手帳
及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人

サービス内容は？

昼食または夕食のどちらか1食を選択して頂き、お弁当をご自宅へ配達します。安否確認を兼ねていますので、必ず本人に手渡しで行います。

料金は？

- 1食あたり350円（おかずのみ300円）です。
- 利用できるのは月曜から日曜の昼食・夕食のうち、認められた回数です。（事前聞き取り調査により決定します）

留意点

- 配達員は、お弁当の配達と安否確認以外は行いません。ほかの用事を頼まれることはご遠慮ください。
- 衛生管理上および安否確認を兼ねていることから、不在の場合はお弁当を持ち帰ります。最終的に配食できない場合でも、利用者が事前連絡をされなかった場合は、利用料をお支払いただきます。

この事業は、民間の宅配業者に委託して実施しています。

申請窓口やお問い合わせは、広川町役場 福祉課 高齢者支援係まで

電話 0943-32-1113

配食サービス事業の流れ

1、利用の申請

配食を希望される場合は、役場 福祉課 高齢者支援係の窓口で、「事業利用申請書」を提出してください。

※申請時には、緊急連絡先となる人の電話番号等が必要です。

2、訪問調査

保健師・看護師等が、ご自宅を訪問して、状況を確認させていただきます。事業利用の要否の検討や、他の困りごと等のご相談にも対応します。

3、利用決定通知書

利用の決定通知を送付します。

4、事業の利用

決定した曜日にお弁当を配達します。

5、利用料の納付

月ごとに利用料を納付いただきます。昼食・夕食の場合とも、前日の17時までに中止の連絡がない場合は、利用料をお支払いいただきます。